

汰、不決雌雄、但其後災殃非一、卽大極殿已下火災、其明年也、凡司天之事、其道之輩猶難窮知、況於不習學人哉、隨此後禍亂可定是非歟、泰茂又申云、公顯僧正病惱之間、修祭兩度、天曹地府、泰山府君、定每度有感夢、彼僧正自筆注進之云々、卽以其正文令見事體、實嚴重殊勝、末世之珍重、一道之名譽也、泰茂依爲信者有如此事、驗德歟、

文治五年三月十七日丁未、季弘自天王寺歸洛、爲召問彗星事、所召寄也、持參天文奏載彗氣之由、余問云、彗星なれば彗星とこそ奏すれ、又異氣なれば妖氣とも客氣ともこそ奏すれ、乍置彗字、改星字、載氣字、古來未見此奏如何、申云、本無星、仍載氣之由也云々、又問云、元曆本無星、然而獻彗星奏、今依無星非彗星之由申之如何、申云、然者返預可獻妖氣奏、仰旨尤有謂云々、申狀無所據歟、尤不審了也、定長朝臣參上、以件人問季弘也、

〔愚管抄六〕さて過る程に、承元四年九月卅日は、き星とて、久しく絶たる天變の中に、第一の變と思ひたる彗星いで、夜を重ねて久しく消ざりけり、世の人いかなる事かとおそれたりけり、御祈どもあり、慈圓僧正など、熾盛光法行ひなどして、出ずなりたれど、御つ、しみはいかゞとて有程に、同十一月十日に、又出きにけり、そのたび司天のともがらも、大に驚き思ひける程に、上皇信を致して、御祈念など有けるに、御夢の告の有けるにやとぞ、人は申ける、忽に御讓位の事を行はれて、承元四年十一月廿五日に、受禪○土御門天皇讓の事ありけり、

〔吾妻鏡十九〕承元四年九月卅日乙卯、戌刻西方天市垣第三星傍見奇星、光指東方三尺餘、芒氣殊盛、長一丈計、此星如本文者、爲彗星之由有申之輩云云、十月十二日丁卯、京都飛脚參著、去卅日異星爲彗星之由、主計頭資元朝臣進勘文、依變公家被行内外御祈等之上、可有改元云云、

〔吾妻鏡二十六〕貞應元年八月二日、彗星見、戌方、軸星大如半月、色白光芒赤、長一丈七尺餘、十三日、自二日至去夜、十二彗星連夜出見、仍今曉百日、泰山府君御祭被始行之、